（前のページより続き）

○放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する件（**同**五八）　一五五

○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部を改正する件（**同**五九）　一五七

○講習の時間数等を定める告示の一部を改正する件（**同**六〇）　一五七

○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（**厚生労働**一八〇）　一五九

○漁業災害補償法第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件（**農林水産**八二二）　一六一

○漁業災害補償法第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件（**農林水産**八二三）　一六六

○漁業災害補償法第百二十五条の十第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件（**同**八二三）　一九一

○漁業災害補償法第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件の一部を改正する件（**同**八二四）　二〇四

○漁業災害補償法第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件の一部を改正する件（**同**八二五）　二〇五

○漁業災害補償法第百四十一条第一号の規定に基づき漁業共済組合連合会の特定養殖共済に係る純再共済掛金の金額の算定の方法を定める件の一部を改正する件（**同**八二六）　二〇五

○漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（**同**八二七）　二〇六

○漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき特定養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（**同**八二八）　二〇七

○漁業災害補償法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件の一部を改正する件（**同**八二九）　二〇七

○漁業災害補償法第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件の一部を改正する件（**同**八三〇）　二〇七

○漁業災害補償法第百十条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める共済金額の最高限度を定める等の件を廃止する件（**同**八三一）　二〇七

○素材の日本農林規格を確認する件（**同**八三二）　二〇七

○有機農産物の日本農林規格の一部を改正する件（**同**八三三）　二〇七

○有機加工食品の日本農林規格の一部を改正する件（**同**八三四）　二〇七

○有機飼料の日本農林規格の一部を改正する件（**同**八三五）　二〇八

○有機畜産物の日本農林規格の一部を改正する件（**同**八三六）　二〇八

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材の一部を改正する件（**同**八三七）　二〇八

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十条第四号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材の一部を改正する件（**同**八三八）　二〇八

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第二号の飲食料品に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（**同**八三九）　二〇八

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十条第四号の有機農産物加工食品に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（**同**八四〇）　二〇八

○農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する件（**同**八四一）　二〇八